

令和5年度 仙台市障害者施策推進協議会（第1回）議事録

1 日 時 令和5年5月18日（木曜日）18：30～20：30

2 場 所 オンワード樫山仙台ビル 10階ホール

3 出 席 大坂委員，三浦委員，秋山委員，小野委員，小幡委員，鹿野委員，菅野委員，熊井委員，佐々木（洋）委員，佐々木（寛）委員，柴田委員，高橋（勝）委員，高橋（秀）委員，西尾委員，支倉委員，早坂委員，山下委員

※欠席：奥田委員，中嶋委員，野内委員

[事務局]清水障害福祉部長，小幡障害企画課長，穴戸障害者支援課長，鈴木障害福祉サービス指導課長，佐藤障害者支援課精神保健福祉担当課長，小西企画係長，井上障害者総合支援センター地域リハビリテーション推進係長（所長代理），林精神保健福祉総合センター所長，薦森北部発達相談支援センター所長，大石南部発達相談支援センター所長，伊藤青葉区障害高齢課長，菅原宮城総合支所障害高齢課長，服部若林区障害高齢課長，五十嵐太白区障害高齢課長，只埜宮城野区障害高齢課長，加藤秋保総合支所保健福祉課長，坂井泉区障害高齢課長，牧野指導第一係長，及川指導第二係長，野呂地域生活支援係長，佐藤施設支援係長，前田社会参加係長，阿部助成給付係長，中尾主任，篠木主任，横尾主事，五戸主事，大谷主事，佐藤主事
ほか傍聴者 6名

4 内 容

（1）開 会

（2）会長挨拶

会 長 皆さん，おばんでございます。

年度が改まりました。今年度もどうぞよろしくお願い申し上げます。

初めに申し上げますが，マスクが本人の意思による，仙台市に確認したんですけども，会議上でどうしたらいいでしょうかと相談したら，国の方針と同じで，それぞれの個人の判断でということなので，私は取らせていただきました。

なお，この会は障害者施策推進協議会なので，当事者の方がいらっしゃって，難病の方とかがいて，感染が心配だというのでつけてほしいということがあれば，お申し出いただければ，ここに用意してありますので，言っていただければいつでもつけますので，教えてください。ただ，判断で私は外させていただきますので，どうぞよろしくお願いいたします。

さて，今日は皆様のお手元に様々な資料が用意されていて，分厚い資料もあるんですが，実は調査を行って計画をつくるということになるわけですけども，皆さ

令和5年度仙台市障害者施策推進協議会（第1回）

んね、私からのお願いです。時間のあるとき、または夜眠れないときに、今日お渡しした資料をぜひ少しずつ見ていただいて、中身をしっかりと理解をする、そういうことをした上で、この場で様々な協議を行いたいと思います。ここには本当にいろいろな方が時間を割いて回答をくださったもの、また我々がヒアリングにお伺いをして、いただいた内容等々が入っております。実はこれはこの協議会にとっての宝物です。宝物にするか、ただの紙くずにするかは、我々委員のこれからの協議にかかっております。どうぞこれをしっかりと、時間があるときで結構ですので、見ていただきながら、また、その資料を読みながら疑問に思ったことなどについても、ぜひここで質問をしたり、様々なディスカッションをしながら、少しでもいいものにしていくために、前向きにやっていきたいと思います。会議を開きました、そこで一応集まって話しましたというものではなくて、しっかりと成果が出せるように。なぜこういうことを言うかという、調査をする過程で様々なことを当事者の方、またご家族や、そこで働く人たちから直接お聞きしました。そういったことをしっかりとこの次の計画や仙台市の様々な施策に生かしていけるように、協議していこうではありませんか。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

大坂会長、ありがとうございます。

続きまして、新たに就任された委員を2名、ご紹介いたします。

加納委員のご退任に伴い、新たに野内伸一様が就任されました。

また、寺田様のご退任に伴い、新たに佐々木洋様のご就任されました。

野内委員につきましては、本日は所用のため欠席となっております。

それでは、佐々木洋様より一言ご挨拶をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

佐々木(洋)委員

仙台市社会福祉協議会の常務理事をこの4月から務めております佐々木と申します。

皆さんと活発な議論を行いまして、よりよい計画づくりに私自身携わっていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございます。

それでは、ここからの進行は会長に進めていただきます。大坂会長、よろしくお願いいたします。

(3) 議事録署名人指名等

(1) 定足数の確認

事務局より定足数の確認がなされ、会議の成立が確認された。

(2) 議事録署名人指名

議事録署名人について、会長より熊井委員の指名があり、承諾を得た。

（4）議事

協議事項

- （1）令和5年度仙台市障害者施策推進協議会の進め方等について
- （2）次期仙台市障害者保健福祉計画等の策定について
 - ・令和4年度仙台市障害者等保健福祉基礎調査の結果について
 - ・現行仙台市障害者保健福祉計画等の施策の評価，課題，新たな視点について
 - ・次期仙台市障害者保健福祉計画等の協議スケジュールについて

報告事項

- （1）令和5年度仙台市障害者保健福祉関係予算及び主要事業について
- （2）令和4年度「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」に係る取組みについて

協議事項

- （1）令和5年度仙台市障害者施策推進協議会の進め方等について

会 長 本日の議事につきましては，仙台市障害者施策推進協議会運営要領第4条第1項に基づき，公開といたします。

それでは，早速次第2の議事に入りたいと思います。

協議事項（1）令和5年度仙台市障害者施策推進協議会の進め方等について，事務局からご説明をお願いいたします。

事 務 局 障害企画課，小幡でございます。よろしく願いいたします。

（小幡課長） 議事の（1），令和5年度のこの協議会の進め方等につきましてご説明いたします。資料は1-1，協議会の進め方等について，ご覧いただきたいと思います。

今回初めて協議会に参加される方もいらっしゃいますので，まずこの協議会の所掌事務，それから本市の障害者計画等について簡単に触れております。

1の仙台市障害者施策推進協議会の所掌事務でございますとおり，当協議会は本市の障害者計画に関する意見具申，障害者施策の推進に係る調査審議と実施状況の監視，障害者施策の推進に係る関係機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議，この3つが役割となっております。

次に，2の現行計画の概要についてでございます。

まず，障害者保健福祉計画ですけれども，こちらは障害者基本法に基づく市町村障害者計画として策定したものでございまして，障害保健福祉施策全般の理念，方針，主要施策を定めておりまして，現行の計画は平成30年度から令和5年度までの6年間の計画となっております。

また，障害福祉計画，それから障害児福祉計画につきましては，それぞれ障害者総合支援法，児童福祉法に基づく計画でございまして，障害福祉サービス等の見込み量と，その見込み量を確保するための方策，これを定めておりまして，3年間の

計画となっております。

資料をおめくりいただきまして、その策定した計画について、適切に進められているか確認し、ご審議いただくのが次の3、監視等（モニタリング）となります。このモニタリングは「仙台市障害者保健福祉計画に係る監視等実施方針」に基づいて実施しておりまして、資料1-1にはそのポイントを抜粋しております。

モニタリングは、監視、調査、分析及び評価の3つの項目で構成されておりまして、1つ目の「監視」につきましては、量的モニタリングと呼ばれているものでして、この計画に掲載された事業の実績とか実施状況について、定量的にまとめるものでございます。

次に2つ目の「調査」、質的モニタリングと呼ばれているものですが、こちらは量的モニタリングの実績のような数字ではなかなか分かることのできない障害のある方の生活状況とかサービスの利用意向など、こういったものを面談とか懇談会などの形でヒアリングするものでございます。

3つ目は「分析・評価」でございまして、量的・質的モニタリングの結果などに基づきまして、事業の取り組み状況などを分析しまして、その進捗等について評価・審議していただくものでございます。

この監視等の実施方針全体につきましては、参考資料1としてお配りしておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

次に、4の令和5年度における監視等の進め方についてご説明いたします。

昨年度に引き続きまして、資料1-2、令和5年度仙台市障害者保健福祉計画の施策体系に基づく各施策の推進状況、こちらの横長の表を活用しまして、主に事業の推進状況を確認していきたいと考えております。

1-2の見方につきましては、後段でご説明させていただきます。

なお、今年度は、昨年度は質的モニタリングとして位置づけまして実施いたしました基礎調査のヒアリングに基づきまして計画のあり方を取りまとめることとしておりますので、今年度の質的モニタリングは実施しないこととさせていただきたいと考えております。

最後に、次期計画の策定の進め方についてです。

昨年度実施しました障害者等保健福祉基礎調査等により把握した障害児者の生活実態、サービスの利用動向、市民の障害に対する理解の状況などを踏まえまして、計画策定を進めてまいります。

なお、調査結果につきましては、この後ご報告させていただきます。

調査等で把握した課題や視点をもとに重点的に取り組む施策や事業をテーマとして本協議会で議論を行いますとともに、障害者自立支援協議会などの関連機関での議論も踏まえながら、計画策定を進めてまいります。計画の中間案を取りまとめた時点でパブリックコメントを実施しまして、市民や関係団体等の意見を伺った上で、最終的に計画を取りまとめることとしております。

それでは、次に資料1-2の施策体系に基づく各施策の推進状況をご覧ください。

令和5年度仙台市障害者施策推進協議会（第1回）

計画の施策体系に基づく各施策の令和5年度の実施状況につきましては、モニタリングの結果などをもとに令和4年度の実績の評価を行いまして、それらを踏まえて5年度の進め方を検討するなどの管理をしております。

こちらの資料1-2の1ページの最初の段、障害理解サポーター事業を例にさせていただいてご説明させていただきますと、令和4年度の実績としましては、令和3年度よりも開催回数が増加するとともに、「コロナの規制緩和等の影響もあり、研修実施件数が昨年度よりも増加した」などの評価をしているところです。

令和4年度の質的モニタリングにおいて、「当事者の意見を聞くことで、障害のある方が普段感じていることや生活する上での困難さというものを具体的に知ることができた」という意見がございましたが、そうした意見を踏まえまして、右端のほうにある令和5年度の施策展開ということで、「条例改正により合理的配慮の提供が法的義務となる民間事業者に対し、改正条例の周知と併せ研修受講につながるよう働きかけを行う」などとしております。

このような予定で施策を進めていきまして、年度末の本協議会において今年度の実績の確認、評価を行う予定としております。

障害理解サポーター事業を例にさせていただきましたが、このように、施策体系に基づく各施策について、モニタリングの結果と評価、それから、それを踏まえた今年度の事業の進め方を整理しているところでございます。

また、資料1-2の数値とか記載内容につきましては、3月の協議会でお示したものと同じでございましたので、説明のほうは省略させていただきたいと思いません。

令和5年度施策推進協議会の進め方についての説明は以上でございます。

会 長

ありがとうございました。

ただいま事務局より次第2の協議事項（1）令和5年度仙台市障害者施策推進協議会の進め方等について説明がありました。

皆様からご意見、ご質問を頂戴したいと思います。いかがでございましょう。

時間が限られておりますので、後で気づいたことがあれば、そのときに言っていただいても結構です。前に戻って言っていただいても結構です。先に進めてもよろしいですか。どなたかご意見、ご質問がある方がいらっしゃればお受けしますが、いかがでございましょうか。

では秋山委員さん、お願いいたします。

秋山委員

教育局特別支援教育課の秋山です。

今ご説明いただいた資料1-2のほうで、教育局ともちょっと関連しているところがあったので、ちょっと教育局のほうの状況も調べてきたところもあったので、感想も含めてでございますけれども、状況についてちょっとお伝えしたいと思っております。

令和5年度仙台市障害者施策推進協議会（第1回）

資料1-2の1ページ目でございます（1）のところの上から3つ目でしょうか、学生向け障害理解ワークショップ「ココロン・スクール」のところですが、令和4年度実績見込み及び評価のところ、教育局特別支援教育課と連携して学校に周知したんですけども、申し込みがなかったということですね。あと、学校や教職員への直接的な働きかけが不足していたのではないかとということ、あと次年度、今年度に向けては連携して周知していくとあって、このとおりだと思っております。

ちなみに、教育局のほうの状況としては、特別支援教育課のほうでも同じように障害理解のプログラムとして、心のバリアフリー推進事業というのと、あと、「ともに生きるプログラム」という、2つの事業を学校のほうに紹介してやっております。昨年度、令和4年度は全部で30校の実施がございました。児童生徒数でいうと約3,000人ぐらいの児童生徒がその体験プログラム等を行ったということになっております。この30校の内訳を見てみましたところ、30校のうち28校が小学校、そして2校が中学校という状況でした。そういった意味では、小学校のほうがこういった障害理解の様々な体験活動を希望する学校が多くて、中学が少ないと。

ココロン・スクールのほうは、対象が中学校、高校ということもあるので、何となくそういう状況などからも、ちょっと中学校、高校の申し込みというのが少ないというか、結果的になかったということもあるのかなと。あと、高校のほうですと、市立高校の数よりは県立の高校さんのほうが多いということなどもあるので、それも若干影響していたのかもしれないなということを感じたところででした。

来年も引き続き、ここにあるように教育局のほうでも連携させていただいて、ココロン・スクールのほうの活用も図れるように進めていきたいなというふうに感じているところです。

以上です。

会 長 ありがとうございます。

秋山先生のほうから教育局の状況をお話しいただきましたが、ぜひともお互いの内容を詰めていただいて、少し差異があるのかなのかということも含めて、どうしたら効果的にお互いにやっていけるのかなというのを詰めていただければありがたいのかなと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

ほかにご意見、ご質問ございますか。はい、お願いいたします。

山下委員 シャロームの会の山下と申します。よろしく願いいたします。

今、秋山委員のお話がございます、私も似たような考えというか気持ちを持っていたので、発言をさせていただきます。

私もこの資料1-2を見たときに、（1）の理解促進・差別解消というのが、これまで、前年度まで条例の見直しということで、みんなでお話し合いをして、条例に教育の推進というものを入れたところで、すごく重要だなと思っております。

令和5年度仙台市障害者施策推進協議会（第1回）

そして、私は障害理解サポーター養成事業の講師を務めさせていただいて、昨年度は4回、講師を務めさせていただく機会があり、自分自身がすごく、自分の精神障害ということ以外の障害の方の理解とか、理解まではいなくても、理解しようという気持ちを自分自身が持てたなと感じております。

そして、この令和5年度施策展開というところに、障害理解サポーター事業のところで、若年層向けの障害理解啓発事業として本事業の小中学生向けプログラムを検討すると書いてあるんですけども、先ほどの秋山委員のお話を伺って、これまでというか、現在、ココロン・スクールとか、心のバリアフリーに関する事業とか、いくつか点在するすばらしい事業が仙台市にはあって、それぞれがつながって、いい部分とかをもっと連携して、事業のそれぞれの点在するものが連携して、つながって、広がって、理解やいろいろな周知というのが促進されていくような仕組みができていくといいなと感じました。

以上です。

会 長 山下はる奈委員、ありがとうございました。

誠にもってそのとおりで、いろいろな施策をするに当たって、横のつながりということがとても重要で、そういったことについて配慮していただきたいということでしたので、これは行政上もとても効率的にいいことなので、ぜひよろしく願いしたいと思います。

ほかにございますでしょうか。

なければ先に進めて、戻ってご質問やご意見をいただいて結構ですので、ご安心ください。

協議事項

(2) 次期仙台市障害者保健福祉計画等の策定について

・令和4年度仙台市障害者等保健福祉基礎調査の結果について

会 長 それでは、次第2の協議事項(2)に入ります。

(2) 次期仙台市障害者保健福祉計画等の策定についての1つ目、令和4年度仙台市障害者保健福祉基礎調査の結果について、事務局よりご説明をお願いいたします。

事 務 局 障害企画課、小幡でございます。

(小幡課長) では、協議事項2の次期計画等の策定のうち、令和4年度仙台市障害者保健福祉基礎調査の結果についてご報告いたします。

令和6年度からの各計画の策定に向け、市内の障害者等の実態、それから保健福祉サービスの利用動向や利用意向、市内の障害児者に対する理解の状況というのを把握するために、令和4年度にアンケート調査、それからヒアリング調査を実施し

たところでは。

まず、アンケート調査結果についてですが、資料2、アンケート調査報告（概要）というものをご覧ください。

表紙と目次をおめくりいただきまして、アンケート調査の実施概要です。

1の調査目的は、先ほどご説明したとおりです。

2の調査対象者、それから回収状況になります。

障害種別ごとの当事者本人及び家族、それに一般市民を加えた12区分で調査を実施いたしました。全体として7,954名に配布いたしまして、3,562名から有効な回答をいただきましたので、回収率としては44.8%となっております。

3の調査方法です。

身体障害、知的障害、精神障害、難病の当事者本人及び市民については、ここにある①、②、③、⑥、⑨、⑫というところなんですけれども、こちらについては無作為抽出しての郵送をしております。そのほかは、関係団体経由で調査票を配布しまして、記入後に返送または電子申請による回答をしていただいたというものでございます。

4の調査期間です。

アンケート調査は、令和4年10月から12月にかけて実施いたしました。

それでは、2ページにお進みいただきまして、5の調査項目です。表にあるとおり「基本的な属性」であるとか「住まいと暮らし」といった13項目について調査を行っております。

6の資料を読む際の留意点については、こちらは記載のとおりですけれども、今回、現行計画の施策体系ごとに主な項目について抜粋して、この概要版でご報告しております。障害種別ごとの各項目の設問と回答の詳細につきましては、本日お配りしました厚いファイルのほう、そちらのほうの調査報告書をご高覧いただければと思います。

それでは、調査結果の概要です。

3ページをご覧ください。

まず、「1 基本的な属性」のうち、回答者の年齢につきまして、3ページ、4ページでまとめているところです。

身体障害者本人では中高年齢層が多い一方で、知的障害者や発達障害本人では20代までの若年層の回答が多くを占めております。また、知的障害とか精神障害の家族につきましては60代から70代が多いのに対しまして、発達障害の家族は40代が多くを占めているというところです。

5ページにお進みいただきまして、「2 理解促進・差別解消」についてです。

そちらのいくつかの項目をまとめてご説明いたします。

まず、①の一般市民に聞いた障害者全体への理解について、平成28年度と令和4年度を比較すると、全体的な傾向は変わらないんですが、「深まってきた」「少し深まってきた」と回答した方が全体の5割以上を占めているという状況でございます。

す。

6ページにお進みいただきまして、②の障害のある方と接した経験があるかというところにつきましては、42.5%の方が接した経験があると回答をしているというところでございます。

また、下段の③近所に住む障害者への手伝いというところにつきましては、「できる限りお手伝いをしたい」「多少のお手伝いをしたい」というふうに肯定的に回答した方を合わせると74.5%の方がお手伝いをしたいというふうな回答をしているところでございます。

7ページに進みまして、④障害理解を深める取り組みにつきましては、多いほうから3つ選んでおりますけれども、「子どものときからふれあう機会を増やす」「学校教育で障害理解を深める」がそれぞれ65%程度となりまして、いずれも子どものときからの経験という回答が多くなっているところです。

8ページ、9ページに進みまして、⑤障害者差別解消法と⑥仙台市の差別解消条例の認知度になります。8ページの法律の認知度は全体として24.2%、9ページの条例の認知度は全体で16.5%となっております。

10ページに進みまして、「3 虐待防止・成年後見制度等の権利擁護」についての項目になります。

①差別の経験というところにつきましては、知的障害、発達障害で50%程度、知的障害者の家族、障害児の家族、精神障害者の家族、発達障害児者の家族で50%～65%程度が経験があるというふうな回答をしております。

11ページ、12ページの②差別を受けたり、いやな思いをしたときの相談相手につきましては、すべての障害種別で「家族・親戚」と回答した方が最も多くなっております。一方で、「相談していない」という回答も25%～40%程度あったというところでございます。

13ページに進みまして、③差別相談をしなかった理由というところでございます。全体的な傾向としましては、「特に理由はない」という回答が多い一方で、精神障害の通院の方であるとか難病の方については、「相談先がわからない」という回答も30%～40%程度ございました。

14ページに進みまして、「4 早期発見・早期支援」、こちらは障害児のほうの支援というところになります。障害の診断を受けたとき、どのような支援があるのかという設問に対しまして、障害児の家族、それから発達障害児者の家族、いずれにおいても「療育・訓練機関についての説明」「育児上の配慮」というものが回答として多くなっているというところでございます。

15ページの「5 放課後支援」についてです。

①今後利用してほしい福祉サービス、これは障害児の家族の方にお伺いしたところですが、それでも、「通所サービス」が46.5%と最も多くなっております。次いで「外出支援」「就労支援」「相談支援」といったところがそれぞれ40%弱というところとなっております。

令和5年度仙台市障害者施策推進協議会（第1回）

16 ページの②放課後の過ごし方というところでは、平日の日中の放課後をどのように過ごしているかというのを障害児の家族の方にお伺いしましたところ、「放課後等デイサービスの利用」というのが平成28年度の61.3%から、令和4年度には88%に大幅に増加しているという結果でございました。

それでは、17 ページの「6 相談支援」についてです。

困ったときの相談先があると回答している方が、すべての障害種別で45%～83.5%というふうにご回答されています。

次に18 ページ、19 ページになります。「7 居住支援」というところでは、

①将来暮らしたいところ、または暮らしてほしいところについては、多くの障害種別で「持ち家」と回答した方が多くなっている一方で、知的障害者の家族であるとか発達障害児者の家族では「グループホーム」と回答した方が多くなっておりません。

20 ページ、21 ページに進みまして、②今後充実してほしい施策というところになります。これにつきましては、多くの障害種別で「所得補償の充実」「医療費の負担軽減」「障害があっても働ける場の確保」というところが多い傾向にありますけれども、知的障害者の家族と発達障害児者の家族では「グループホームなど住まいの場の確保」が最も多くなっております。

22 ページに進みまして、精神障害（入院）の方の「8 地域移行・地域定着支援」についての項目です。

①退院についての考えというところでは、退院したいと考えている方が73.5%と多い一方で、23 ページ、②退院の見込みというところについては、「条件が整っておらず、退院の具体的な予定がない」という方が61.3%の回答で多く、そういった方については、③退院の条件というところについては、「病気がよくなること」「住む場所があること」「家族の協力が得られること」、こういった回答が多くなっているというところがございます。

続きまして、24 ページになります。

④障害のある方が地域で生活することについてどう考えるか、これは一般市民の方の回答となりますが、「とても賛成」「どちらかという賛成」というものを合わせると約75%が賛成というふうにご回答しております。

25 ページ、26 ページでは、「9 保健・医療・福祉連携」というところについての回答になっております。

①今後の不安というところでは、いずれの障害種別でも「自分が高齢になったときの健康、体力」という回答が最も多くなっておりまして、また、発達障害などでは「家族の高齢化や親亡き後の生活」といったところが最も多い回答となっております。

27 ページ、28 ページにつきましては、「10 一般就労・福祉就労」についての回答になります。

①就労の有無といったところを障害当事者にお伺いした回答になります。就労の

有無では、身体障害、知的障害、難病では就労している割合が50%を超えているという状況でしたが、精神障害（通院）、発達障害では50%を下回っている、そうした結果となっております。

28ページにお進みいただきまして、②就労をしていないというところにつきましては、身体障害、精神障害（通院）、難病の方では「病気のため」という回答が最も多くなっておりませんが、知的障害、発達障害では「障害にあった仕事がない」という項目が多くなっているという状況でございます。

29ページ、「11 スポーツ・レクリエーション・芸術文化」の項目について、今後の文化芸術鑑賞活動について、どの種別におきましても「鑑賞・活動の両方がしたい」「鑑賞または活動をしたい」と回答している方は合計で50%を超えているという状況でございます。

30ページ、31ページに進みまして、「12 バリアフリー・ユニバーサルデザイン」というところでございます。

より外出しやすくなるために必要なことといたしまして、いずれの障害種別においても「一緒に出かけられる人がいること」と回答した方が多い傾向になっております。

32ページに進みまして、「13 防災・減災等」というところでございます。

まず①福祉避難所の認知度というところですが、どの種別におきましても70%以上が「知らない」と回答しておりまして、33ページ、②災害時要援護者情報登録制度に申し込んでいるかというところにつきましても、85%以上が「申し込んでいない」というふうに回答をしております。

34ページに進みまして、③災害に備えた支援の希望というところにつきましても、障害当事者は30%～40%程度、それから家族につきましても45%～65%がそれぞれ「ぜひお願いしたい」とか「いざというときは支援してほしい」というような、支援してほしいという回答をしているという状況でございます。

まずここまでがアンケート調査の結果の概要というところでございます。

続きまして、ヒアリング調査の結果についてでございます。

資料3-1、ヒアリング調査結果（概要）のほうをご覧ください。

1の調査概要です。

次期計画の策定に当たり、障害当事者、家族、それから障害福祉サービス事業所等の実態把握を目的に、令和4年12月から令和5年3月にかけて実施したところでございます。

2の調査対象になります。

障害当事者・家族につきましても、関係団体からの推薦によりまして計14団体62名の方に調査を実施したということです。また、障害福祉サービス事業所等につきましても、計画の施策体系に沿って団体の選定を行いまして、計38団体に調査を実施いたしました。

3ページに進みまして、3の調査方法になります。

令和5年度仙台市障害者施策推進協議会（第1回）

（1）障害当事者・家族につきましては、対面またはオンラインによりまして、「住まいと暮らし」など8分野について聞き取りを行いました。

（2）障害福祉サービス事業所等については、事前に書面調査を行った上で、対面・オンラインにより事業内容・課題など4分野について聞き取りを行ったところでございます。

4ページに進みまして、今回はすべての意見につきましては別途報告書としてお配りしておりますけれども、今回、この概要の報告というところでは、4意見から抽出した現状と課題というところについてまとめさせていただいております。

まず（1）障害当事者・当事者家族につきましては、①障害理解のさらなる促進と障害当事者の発信の必要性、それから②障害特性に応じた福祉サービス等の利用と充実、③当事者家族への支援、④障害当事者・家族の就労について、⑤障害特性に配慮した緊急時・非常時の対応といったところの項目で、主に意見をいただてきたというところでございます。

また、5ページの（2）障害福祉サービス事業所等につきましては、①障害福祉人材の確保・養成・定着、②障害福祉サービスの情報提供や周知、③事業所・他業種・地域での連携、④重症心身障害児者・医療的ケア児者への対応、⑤就労といったところについて、主なご意見をいただいたところでございます。

なお、ヒアリングの調査結果の詳細につきましては、本日、資料3-2としてお配りしておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

長くなりましたけれども、次期計画策定のうち、令和4年度保健福祉基礎調査の結果についてのご説明は以上となります。

会 長 ありがとうございました。

協議事項（2）、まず1つ目ですよ、令和4年度仙台市障害者保健福祉基礎調査の結果についてご説明いただきました。

皆様のお手元に本日配布されていると思いますが、小野委員さんから前もってご質問をいただておりますので、小野委員さんからまずご発言いただければと思います。よろしく願ひいたします。

小 野 委 員 特定非営利活動法人 Switch の小野です。

意見が遅くなったので、当日、机上配布となりまして申し訳ございません。

読ませていただきます。

資料2のアンケートの1ページ目のところになります。

アンケートのまず回収状況について、前回、28年度と比べて51.8%から44.8%にダウンしているということ、まずこの結果について、本当に貢献ができなかったことに申し訳ない気持ちになりました。

一方で、回答者の気持ちを考えたときに、やはりコロナによる地域生活とか、情報の制限とか停滞という気持ちが、諦めの気持ちとか閉塞感とか、希望の持てなさ

なんかも影響しているのではないかと懸念しております。

特に自身の領域でもある⑦精神障害者本人(入院),これが28年度調査では77.4%の回答率だったのが40.5%という結果だったこと、あと⑧の精神障害者の家族も45.9%だったのが21.5%という大きな回答率の低下がありました。当時、私はそのとき会議に出席していたんですけども、入院の方がこんなに回答率が抜群によかったことというのはどういう理由なのかということが話題に上がったときに、病院のワーカーさんがこのアンケートを大事に扱ってくれて、提出までサポートしてくれているからという意見があったように覚えています。今の実情として、こういったちょっとしたサポートがあれば、アンケートがやはり手元に届いてくるとか、そういったことの関係性が少し今の実態はどうなのかなというところを思いました。

コロナの影響で、とても病院は大変でした。閉鎖性という言葉はあまりよくなかったかもしれませんが、病院がとても大変な中で、医療と生活、地域を結ぶワーカーさんの業務にも大きな影響が出ていたのかなと考えました。

次に、このアンケートを全体的に拝見して、交流の機会づくりについてなんですけれども、特に今年はコロナが5類となったことで、支援者同士も再構築の1年であるため、その役割を集客力のある中核機関が積極的に担って、計画などを見直して、会議や研修、交流等の「出会う場づくり」の回数を上げてもらいたいと思います。

あと、28ページ、アンケートですね、ここに一般就労・福祉就労についてというところの回答がありまして、その中で就労していない理由が「病気のため」という回答が身体・精神・難病が1位になっていますが、3位までに入っている「程度・特性に合った仕事がないため」と相互関係があると思っています。働きたいと思った人が働くのを諦めることにならないようにしたいと思います。雇用率は上がっていきんですけども、雇用率算定にかかわらず、程度・特性に合った働き方という実態をやはり増やしていけるように、多様な働き方を推進していくことで、病気のために働けないと思っている人も、自分でも働けるんだと希望を持てるようにしていきたいと意見を述べさせていただきます。

以上です。

会 長 小野委員、ありがとうございました。

私も前段の部分、まず特に小野委員と全く同じで、責任を感じております。

これ、皆さんに共有しておきたいんですけども、言い訳をすればコロナというのがあるんですけども、コロナを言い訳にはいけないということがあって、なぜかという、小野委員おっしゃっていたように、孤立化が進んでいるので、本来やはりニーズが多様化したり、それからいろいろな課題が顕著化しているはずなんですよね。そういうことをしっかりつかむということがとても重要だということなので、回収率が下がったということは、これはやはり大いに反省しなければいけないことということはあると思います。

令和5年度仙台市障害者施策推進協議会（第1回）

それで、前回もおっしゃっていただいたんですけれども、次のときにこれはぜひ残しておいていただいて、それぞれ下がったところで打ち手を考えるようにしましょうね。打ち手を考えて、こういうことのないようにということを協議会でもしていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

2番目のほうについては、これからも深めて……、事務局も発言したいということなので、どうぞ。

事務局
(小幡課長)

すみません、事務局、障害企画課、小幡でございます。

先ほどの小野委員の回収率の関係ですけれども、ちょっと私たちのほうでも事情を確認、いろいろさせていただいたところを簡単にご報告させていただければと思います。

まず一番最初に、回収率が下がったというところではあったんですけれども、ここまで回収できたというところにつきましては、委員の皆様いろいろなご協力いただいたというところがありますので、そちらにつきましては本当にこの場をお借りしまして、ご協力に感謝申し上げたいと思います。

その上で、今回回収率が低下というところの要因としまして私たちとしても考えているのが、設問数がちょっと多かったかなというところはまず一つ要因として挙げられるかと思ひます。市民の方の回答の中でも、設問数が多くて回答するのが大変だというようなご意見をいただいたりとか、そうしたところで回答期限まで返送できないといったご意見も複数いただいていたところがございます。こちらのほうは、私どものそもそもの調査票を作る上での反省材料というようなところとして、大坂会長が先ほどおっしゃったとおり、次の調査に向けた課題として、次回、設問の目的をもう少し明確化して、設問数を少しでも減らして、回答しやすいようにする、そうした工夫があると思ひますので、次回に向けた課題とさせていただきますと思ひます。

また、精神障害、本人、入院というところの回収率の低下につきましては、やはり、大坂会長は言い訳にするなという話ではありますけれども、コロナの影響というのはどうしてもあったというふうを考えておりまして、ちょうど調査の期間が第8波の期間と重なっていたというところもあって、複数の病院のほうから感染者の確認というところとかクラスター発生というようなところが話としてあって、やはり個別のサポートをして回収率を上げたというようなところの裏返しとして、個別のサポートが難しいという、そういったご連絡をいただいていたところがございます。そうしたところもあって、大きく回収率が低下したというところはございました。

また、精神障害の家族の方についての回収率の低下というところでは、一つとしては家族の関係性の変化というところがあるのかなというふうに考えています。どうしても関係団体に配布するというところもありましたので、そうしたときに病院とか福祉事業所の担当の方から、家族と疎遠である方が増えているというようなこ

とを理由に、回答いただけない可能性があるんだというご連絡を複数いただいております。そうした家族関係の課題のところの影響もありまして、回収率が大きく低下したのではないのかなというふうに考えております。

いずれにしても、今回の複数回答種別について回収率が低下しているという結果になりましたので、分析を加えまして、次回に向けた準備というのを進めていければなというふうに考えております。

また、もう一つお話としてありました「出会う場づくり」というところについてなんですけれども、事前にちょっと趣旨というところを小野委員さんに確認させていただいたところ、就労分野でのそういった連携というようなお話でございました。そうしたところを受けまして、私たちのほうで今委託で運営している就労支援センター、こちらの機能としまして、就労支援機関の機能向上というところの取り組みを進めているところです。昨年まではやはりコロナの影響というものがあって、就労移行連絡会議という横の連絡会議の部分があったんですけれども、その回数が少なくなっていたというところではございました。この間、各就労支援機関の事業所においては、情報がないうまに取り残されてしまうことももしかしたらあったのかもしれませんが、今年度以降、センターを中心にネットワークのほうを強化していきたいというふうに考えておまして、各就労機関の連携、共通課題の解決、それから就労支援センターを就労機関のハブ機能ということでの取り組みを進めていきたいなというふうに考えておりましたので、そうした横の連携づくり、交流の場づくりというところも、小野委員おっしゃるとおり進めていきたいと思っております。どうぞご協力のほうをよろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 ありがとうございます。

小野委員、今の回答に……。はい、ありがとうございます。

一言加えておくと、次に同じ環境になったら、それは言い訳になりませんので、打ち手はやらなきゃいけないので、同じ言い訳はもう二度と使えないということをしっかり共有したいと思っております。よろしくお願いいたします。

ほかにご意見ございますでしょうか。はい、お願いいたします。

早 坂 委 員 社会福祉法人やまとみらい福祉会の早坂と申します。

この段でご質問が適正かどうかちょっとあれなんですけれども、5月3日の新聞報道の中で、アーチルの相談件数がパンクしているというような記事をちょっとお見かけして、今回のアンケート調査の中でも発達障害の方の母数というか、アンケート回収率もさることながら、有効回収率が非常に少ないのかなとお見受けしております。配布数につきましても、恐らくほかの属性の方に比べてもだいぶ少ない中で意見を回収するようところがあつたり、しっかりチェックして、反映されているかどうかちょっと心配になったのがありまして、そのあたりはどうかかなと

いう質問でした。

会 長 早坂委員さん、ありがとうございました。

もしかすると関連するのかなと思うんですけども、全然違うことですね、柴田委員さん。

柴田委員 ちょっと関連する……。

会 長 ちょっと関連する。じゃあ。

柴田委員 宮城県自閉症協会の柴田と申します。よろしく願いいたします。

今、早坂さんのお話で出たんですけども、アンケート調査のときに発達障害児者本人の回収が少ないということで、私も障害児の親として書かせていただいたんですけども、まさしく先ほど事務局さんのほうから出ました設問が多過ぎるというのがやはりうちの会の方からも出ていました。だけれども、真摯に家族として何とか書いたんですけども、本人が書くときに、本人の気持ちになって、本人が書けない場合は親がというふうに書いてありましたけれども、そうすると同じことを2回書かなきゃいけないのかと。で、本人はどのように思っているかというのは、どちらかというやはり親の気持ちになってしまっ、どうしてもそういうことを書きたくないという場合は、本人用の回答をしないで家族用というか、そっちのほうだけ出すという方もやはりいましたので、発達障害の本人の気持ちというか、アンケートの回収というのはとても難しいことなのかなというふうに自分自身やってみて思いましたので、次回からはちょっとやり方というか、もう少し本人の気持ちをおもんぱかるようなやり方がないものかなと自分自身思いました。

あともう一つなんですけれども、この中でやはり放課後サービスですね、放課後デイのところは28年度より令和4年度のほうが88%ですか、増えているというのは、やはり計画に上がって、このデイサービスが増えたという結果になると思うんですね。だから、それと同時に、その隣に「相談したいが相談先がない」とか、あとバリアフリーのところ「一緒に出かけられる人がいること」というふうなものがいっぱいあるものですから、これを今回どこかで計画にちゃんと入れていかなければいけないのかなと思うんですね。移動支援とかも、うちも使っているんですけども、やはりそのヘルパーさんがダメになったらダメとか、そういうくくりがあるので、やはり「やっています」というよりもやり方とか、そういうこともちょっと含めて考えて、計画にしていければいいかなと思って、今出させていただきます。

以上です。

会 長 ありがとうございました。

令和5年度仙台市障害者施策推進協議会（第1回）

ここに関連しているようなこともあって、質問項目については我々も絡んで、特に三浦副会長が「多過ぎると答えられない」というのを強く最初からお話をされていて、調整はしたんだけどこのぐらいになってしまったということがあったということでございました。強く出ておりますので、これは当然検討しなければいけないことだと思っております。

それから、早坂委員さんのご質問で、事務局、何か答えることがあれば。

事務局
(小幡課長)

障害企画課、小幡でございます。

まず、発達障害児者本人・家族の部分の配布数なんですけれども、これは実は前回と同じ数になっているというところもありまして、なかなか団体さん経由というところになると、どこまで配布できるかというところもありまして、このぐらいの数になってございます。

これの回収率がなかなか低いというようなところにつきましては、先ほど柴田委員さんからお話いただいた、本人がなかなか書きづらいから家族がというようなところの部分もあったかと思えます。それが端的に表れているのが4ページの年齢構成のところなんですけれども、実は今回、発達障害の方の年齢構成としまして、0歳～17歳が45.4%、18歳～29歳が26.8%というように、本来ですと18歳以上の方をお願いしたかったところなんですけど、要は自分で書いていただけるようにということでお願いしたかったところなんですけど、団体さん経由として配布する中で、どうしても若い、若いといいましょうか、年少のお子さんのところの家庭に行ってしまったというような結果なのかなというふうに見ております。こちらのほう、0歳～17歳というところについては、恐らくはご本人ではなくて親御さんが回答されたのではないかなというふうには見ております。そうしたところもあって、なかなかご本人の気持ちを聞くというところがちょっと難しい種別ではあったかなと思うんですけど、次回、どういった形で、もう少しご本人の気持ちを受け止められるか、引き出せるかというところについては、次回の調査への課題とさせていただければと思います。

会長

ありがとうございました。

今事務局から返答がありました。早坂委員さん、よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございました。

では、ほかにご質問ございますか。高橋委員さん、お願いいたします。

高橋(勝)委員

質問ということではないんですが、アンケートの5ページに障害者全体の理解が深まっているかという市民に問うた設問があるんですが、平成28年度から見ると2%ぐらい、だからあまり深まっていないという、そういう回答があるんですけども、多分恐らくこれは無作為の抽出なので、この2%の数字は同じ方にやっていけばまた違う数字だとは思いますが、ただ、いずれにしてもあまり深まっていない

と市民の方が回答しているということを考えるならば、そして、どうすれば深まりますかということで、7ページのほうに「子どものときから障害のある方と触れ合う機会を増やす」が65%、それから「学校教育の中で障害に対する理解を深める」が64%という非常に大きな数字になっておりますので、先ほど秋山委員さん、山下委員さんもおっしゃっていただきましたように、やはり子どものときから障害者に対する理解を深めるということを学校教育の中で何か取り入れながら、学校の教育プログラムの中に取り入れながらやっていけるような方法というのではないんだろうかなと。仙台市もココロン・スクールですとか障害者理解サポート事業等、いろいろな事業を展開していますけれども、まずはやはり子どもが小学校に通っているところから地道に始めていくということも必要ではないのかなあというふうはこのアンケートを見て感じたので、ぜひ教育委員会さん等にそういう学習プログラムを設けて、障害者に対する理解を深めていただきたいんだと。あるいは社会体験ということで、施設のほう、あるいは養護学校のほうに子どもたちが出かけて行って、一緒に触れ合う場が、そういう機会もあるんだろうというふうに思いますが、社会体験などであれば直接障害者の支援施設に出向いて行って、直接どういう活動をしているのか、どういう生活をしているのかという、そういうことを見ていただいて、触れ合う機会を子どものときから持っていれば、もっともっと理解が進んでいくのではないかなあというふうに思って、ぜひその辺については検討をお願いしたいなというふうに思います。

以上でございます。

会 長

ありがとうございました。

高橋勝彦委員さんからのご意見を頂戴しております。これは先ほどのこともありましたので、検討しながらということで、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。ほかにございますでしょうか。佐々木さん、お願ひいたします。

佐々木(寛)委員

歯科医師会の佐々木です。

資料2の9ページ、仙台市の条例を知っている方の割合なんですけれども、条例である以上、一般市民の方にやはり周知されていなきやいけないものなんですけれども、1年間ずっと改正のほうとかに携わってきて、なかなか10人に1人ぐらいしか知っている人がいないのかと思ってしまつて、関係としてちょっとショックはショックでした。なかなかやはりものの周知って難しいとは思ひんですけれども、やはり3割以上の方がせめてわかつていないと、ちょっと条例としては難しいのかなということ、やはり何か周知の方法なんかを考えなきやいけないのかなと思ひつつ、何か妙案があるかというとはないんですけれども、何か仙台市さんのほうでも頑張つていただいて、周知のほうを頑張つていただきたいなと思ひましたので、感想です。

会 長 ありがとうございます。
佐々木寛成委員さんからのご意見でございました。
ほかにございますでしょうか。
なければ、先に進んで、また気づいたことがありましたら元に戻ってご質問いただいで結構ですので、進めたいと思います。

協議事項

(2) 次期仙台市障害者保健福祉計画等の策定について

・現行仙台市障害者保健福祉計画等の施策の評価、課題、新たな視点について

会 長 それでは、次に協議事項の2つ目ですね、現行仙台市障害者保健福祉計画等の施策の評価、課題、新たな視点について、事務局からご説明をお願いいたします。

事 務 局 障害企画課、小幡でございます。

(小幡課長) 協議事項(2)の次期計画の策定のうちの現行計画等の施策の評価、課題、新たな視点というところについてご報告いたします。

資料は4-1の施策の評価、課題、新たな視点についてというA3の横長の表をご覧くださいいただければと思います。

この資料は、現行計画の施策体系ごとの事業、それからその評価に対して、今回の基礎調査で得られた視点、それから協議会でいただきましたご意見、国の動きなどを整理した上で、抽出された課題とか新たな視点というものをまとめたものでございます。ここでは、基礎調査で得られた視点であるとか協議会での意見、抽出された課題といったところを中心に、ポイントを絞ってご説明させていただきます。ちょっと小さい字で、見づらくて申し訳ございません。

まず、左側のほうに施策体系が書いてございますので、施策体系の(1)障害理解の促進と権利擁護の推進というところのうち、まず①理解促進・差別解消についてでございます。

真ん中あたりの基礎調査、アンケート、ヒアリングで得られた視点といったところをご覧くださいいただきたいのですが、このうちのアンケート調査の結果から、市民の65.2%が、障害のある方に対する理解を深めるための取り組みとして、先ほどからお話が出ておりますように「子どものときから障害がある方とふれあう機会を増やす」という回答をしていることもありまして、一番右の欄の抽出された課題・新たな視点というところでは、「若年層から継続した障害理解啓発事業の実施」「法・条例の内容のさらなる周知」というところが課題として挙げられているというところでございます。

次に、施策体系(2)障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実というところにつきましては、②保育・療育というところについて、また、真ん中のヒアリングの調査結果というところをご覧くださいいただきたいのですが、その結果か

ら、「発達特性に合わせた支援や要支援度が高い児童をどこが支えるか。仙台市の就学前療育システムの明確化・具体化があるとよい」といったご意見であるとか、同じように④放課後支援のところの同じヒアリングの欄ですと、「看護師等専門職の重症心身障害児者や医療的ケア児者対応の経験の少なさが職員確保時の課題となっている」という意見をいただいておりますとともに、その隣の国の動き、厚生労働省改正基本指針などの欄につきましては、児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備、医療的ケア児等に対する支援体制の充実などの方針が掲げられているということもございまして、抽出された課題として、②保育・療育の分野では「地域発達支援センターによる地域支援機関との連携の推進」、④放課後支援のところでは「放課後等デイサービスや児童館等における医療的ケア児の受け入れ体制の拡充」などが挙げられているというところでございます。

次に、施策体系（3）地域での安定した生活を支援する体制の充実というところにつきましては、①相談支援というところについて、また真ん中のヒアリング調査結果のところから、「基幹相談支援センターや相談支援事業所との連携や協働が難しい」といったようなご意見、それから③居住支援というところについては、またヒアリングの結果として、「重度障害者の受け入れが可能なグループホームの事業を拡大するために、助成金や資金調達がしやすい対策等への支援が必要」などといったご意見をいただいているところでございます。

そうしたところから抽出された課題として、まず①相談支援の部分につきましては「基幹相談支援センターや相談支援事業所を中心としたネットワーク形成と役割分担のあり方」、③居住支援のところにつきましては「重症心身障害者、医療的ケア者、強度行動障害者等の重度障害者への住まいの場の確保」などが課題として挙げられているというところでございます。

資料をおめくりいただきまして、裏面に進めさせていただきます。

施策体系（4）生きがいにつながる就労と社会参加の充実のところにつきましては、①一般就労・福祉的就労につきまして、また真ん中のアンケート調査結果のところですけれども、知的障害・発達障害において、就労していない理由として「障害に合った仕事がない」と回答した方が最も多かったというところ、それからヒアリング調査の結果として、「企業としては手帳未所持の方の受け入れに消極的」などの意見をいただいております、右端の抽出された課題というところにつきましては、「就労選択支援の創設も踏まえた、各障害者の希望や能力に沿った、より適切なサービスの展開」「障害者雇用経験のない企業等に対する働きかけや職場開拓」、こういったところが課題として挙げられているところでございます。

最後に、施策体系（5）安心して暮らせる生活環境の整備というところにつきましては、②サービス提供体制の基盤整備のところについて、またヒアリング結果のところから、「老朽化に伴い、支援に支障が生じている。利用者からも建て替えや修繕を望む声が上がっている」といったご意見であるとか、④事業所支援・人材支援といったところでは、ヒアリング結果から、「人材を育てることができれば理想的で

はあるが、人員が逼迫している中で、その余裕はない」といったような意見をいただいております。抽出された課題として、②については「老朽化が進む障害者支援施設等の改築・大規模修繕に対する整備の検討」、④につきましては「事業所の枠を超えた職員の交流等による人材確保定着支援の強化」などが課題として挙げられているところでございます。

以上、施策の評価、課題、新たな視点について、その一部をご説明させていただきましたが、その他、資料に掲載した課題を中心に、今後の施策としてどのようにすべきか検討を進めたいと考えております。

（2）次期計画等の策定のうち、現行計画の施策の評価、課題、新たな視点についてのご説明は以上でございます。

会 長

ありがとうございました。

現行の計画等の評価、課題、新たな視点についてご説明がございました。

それでは、ご意見、ご質問がございましたら受けたいと思います。よろしく願いいたします。

はい、小幡委員、お願いいたします。

小幡委員

仙台弁護士会の小幡でございます。

資料4-1の（3）地域での安定した生活を支援する体制の充実の④地域移行・地域定着支援のところですが、先ほどの資料2と同じ箇所で、「退院したいけれども条件が整っておらず、退院する具体的な予定がない」という方が多数いらっしゃるということを拝見しました。通院治療に切り替えても対応が可能な患者さんであっても、退院先の調整ができないということで、入院を余儀なくされているケースが少なくないということも聞いております。入院治療の必要性がなくなっているにもかかわらず、事実上入院を強いられているというのは、やはり積極的に解消されなければならない問題だろうと考えます。

その上で、この資料4-1ですが、地域移行・地域定着支援について、アンケート、ヒアリング調査結果については、「相談支援事業所が手一杯となっており、支援を断られることが増えている」とあります。この点について、抽出された課題・新たな視点では、「障害特性や様々なニーズに対応できる多様な住居資源の確保や居住支援サービスの提供体制整備のあり方」と表現されていると理解しておりますが、あり方を検討するだけではもう足りない段階に来ているのではないかと思います。あり方ではなく、実施という形で具体的、積極的に対応していく必要があるのではないかと考えております。

以上です。

会 長

ありがとうございました。

もう活動というか実施することが重要になってきているのではないかとのご意見でした。これも重要なことなので、次の計画等に十分反映させる形で検討いただ

令和5年度仙台市障害者施策推進協議会（第1回）

ければということで、させていただいております。ということで、よろしいでしょうか。はい。

ほかにご意見ございますでしょうか。

はい、菅野委員さん、お願いいたします。

菅野委員

仙台市サンホームの菅野と申します。

私のほうでは、(3)地域での安定した生活を支援する体制の充実というところの⑤保健・医療・福祉連携の右側に行きますと、「ひきこもり者や障害者の親なき後の生活を見据えた支援の充実」というものがあります。あともう一つ、「ひきこもり者に適切な支援を提供するための実態や支援ニーズの把握」ということについてです。実態の把握とともに、もう既にひきこもりがかなり増えておりますのでもう手を打たなくてはならない段階だと思えます。その相談支援の充実の具体的な部分を考えることだと思えますが、予算がかなり増えています。今年度予算化された部分の具体的な内容をお聞きしたいなと思えます。

あと、私は児童発達支援センターに勤務していますが療育を終えますと保育所とか幼稚園さんに行きます。その中で不適應というか、なかなか適應が難しいお子さんたちが登園を渋るような状況がありまして、そこに丁寧に関わっていくような支援がとても必要になってきています。ひきこもりの前の予備軍となるようなお子さんの不登校とか、あるいは登園の渋りというところに対しての予防的な対策・対応を強化していかなければならないと思えますので、そのあたりの仙台市としての意向をお伺いしたいなと思っております。

会長

ありがとうございました。

これは事務局、お答えいただけますか。

事務局
(佐藤担当課長)

障害者支援課の精神保健福祉担当課長の佐藤でございます。

ひきこもりのことについてのお答えでございます。

まず、実態の把握、それから支援のニーズの把握というところでございますけれども、これにつきましては今年の夏、8月頃になるかと思えますけれども、全市の15歳～64歳の方が属する世帯すべての方、今の推計で44万2,000世帯というふうに見込んでおりますけれども、これらの方を対象に調査をさせていただくということにしております。私ども、どの世帯にひきこもりの方がいらっしゃるのかいらないとかというのはわからない状態ですので、そういう幅広く調査票を配らせていただいて、調査をさせていただくということになっております。

その結果を踏まえながら、まず有識者の委員会などを設置しまして、体制整備を図っていきたいというふうに思いますが、同時に、現時点で既にひきこもりになっている方がいるのではないかという方については、やはりひきこもりの方は対人交流にあまり積極的にならないということが表に見える特徴ですので、そうし

令和5年度仙台市障害者施策推進協議会（第1回）

ますと、そういう場面になかなかお見えにならない、そういったようなことがあって、実態、実像をどのように見ていくか、周辺の情報からそういったようなものを見定める力、これを支援者のほうが備えていかなければならないということがまず一つの大きいテーマになっているというふうに考えております。

それにつきましては、すみません、戻りますけれども資料1-2の8ページを開きいただければと思いますけれども、(5)保健・医療・福祉連携というところがありまして、ひきこもり者地域支援事業と書いてあって、その中の(3)ひきこもり支援連絡協議会（拠点機能）と書いてあるんですけども、これは協議会と書いているんですけども、関係する機関の方に集まっていたいて、医療サービスを提供している病院のスタッフの方も含めますけれども、こういった方が集まって、実際の事例、相談に上がった事例について検討するという場を設けております。これをすることによって、そのひきこもっている方の背景の要因とか、その方の心情はどういうふうになっているのか、そういったようなことをかなり深く推測をする、いろいろな方面から、いろいろな立場の方がおりますので、そういうような能力の向上というものに今努めているということです。こういう能力を持っている方を増やしながら体制を整えて、ひきこもり支援に当たっていききたいというふうに考えているところでございます。

今年度の予算に関しては、主にその調査をしますというところでの予算を計上しているというところでございます。

お答えについては以上です。

会 長 ありがとうございます。
菅野委員さん、年齢がもっと低い人をどうするのかという話ですよ。

菅野委員 予防的な。

会 長 予防的なところで。調査の対応は十何歳からというお話でしたけれども、「はい、15歳から」の声あり)からだったんですけども、もっとずっと下の年齢、予防的なところをどうするのかという菅野委員さんのお話なんですけれども、いかがでしょうか。

事務局 (佐藤担当課長) 学校との連携とかということについては考えていかなければ、不登校から進路が定まらないとか、あるいは一旦進路は定まったんだけど、ドロップアウトして、そのままひきこもり状態になる方というのも確かにいらっしゃるということですので、その辺の体制の強化ということも、調査の結果も踏まえながら、全体として取り組んでいかなければいけないかなというふうには思っております。

以上でございます。

令和5年度仙台市障害者施策推進協議会（第1回）

会 長 ありがとうございます。
はい、お願いいたします。

事 務 局 北部発達相談支援センター、蔦森でございます。
(蔦森所長) 菅野委員からの就学前、幼稚園や保育所に在籍をしている中での行き渋り、不登園、それから学校に入ってから不登校、行き渋り等、そういう方々への対応のところについて、こちらとしてどういうふうに考えているかというご質問でございます。

実際に行き渋り、不登校、不登園になった場合には、所属の先生方と我々、専門機関等が関わりながら、個別に対応していくというところではございますが、やはりそうならないような事前の予防の部分は、やはりそのお子さんの持っている発達特性の理解であるとか、そのあたりを理解して、そこに応じた対応を取っていくというところが非常に重要であるというふうに考えてございますので、今までも進めてはおりますが、より特性の理解であるとか、対応の工夫であるとか、そのあたりを幼稚園、保育所、学校の先生方と理解を深めていく、進めていく、そういった取り組みをさらに進めていくというところで考えているところでございます。

以上でございます。

会 長 ありがとうございます。
菅野委員さん、よろしいでしょうか。
はい、ありがとうございました。
ほかにございますでしょうか。
よろしいですか。
では、進めたいと思います。

協議事項

(2) 次期仙台市障害者保健福祉計画等の策定について

・次期仙台市障害者保健福祉計画等の協議スケジュールについて

会 長 続いて、次期仙台市障害者福祉計画等の策定についての3つ目、次期仙台市障害者保健福祉計画等の協議スケジュールについて、事務局よりご説明をお願いいたします。

事 務 局 障害企画課、小幡でございます。
(小幡課長) 次期計画策定のうちの協議スケジュールの案というところで、ご報告させていただきます。

資料4-2の協議スケジュール（案）をご覧ください。

こちらのほう、前回もお示ししているスケジュールとほぼほぼ同じような内容に

なっております。全体的な協議スケジュールにつきましては、3月にお示ししたものと変更はございません。今回は7月、8月、9月に予定しておりますテーマ別議論のテーマについてご提案させていただきたいと思っております。

先ほど資料4-1を使って課題整理、主なポイントというところでお示しさせていただきました。例として挙げさせていただいた障害理解であるとか、それから重症心身障害児者、医療的ケア児を含めた障害児への対応、相談支援におけるネットワーク等のあり方、当事者の希望や能力に沿った就労支援、老朽化対策を含めた施設整備、人材確保・定着支援、そういったところを主なものとして挙げさせていただきました。

その中で、障害理解というところにつきましては、今後の課題というのはあるかと思っておりますけれども、昨年度、差別解消条例の見直しの検討の際に様々皆様からご意見をいただいております。ご議論も深めていただいたというところがございます。

また、相談支援というところにつきましては、別途障害者自立支援協議会というところで検討が進められているテーマでございます。

また、施設整備については、予算との兼ね合いというところが非常に大きいところでございますので、テーマ別議論というところでいくとなじまないのかなというふうに考えてございます。

そうしたところから、より詳細な検討を行うテーマとしまして、就労、人材確保・定着、障害児支援、この3つを7月～9月のテーマ別の議論の内容とする案とさせていただきます。

各テーマの具体的な検討内容というところについては、今後詳細を詰めてまいりますので、本日皆様から検討の視点など、ご意見をいただければというふうに考えております。

なお、これまでこのスケジュールの資料の右側に掲載してございます3つの関連機関の検討内容も計画に反映させるとご説明しておりました。ここで、その各機関の概要をご説明させていただきたいと思っております。

資料4-3、関連機関の概要についてをご覧くださいと思います。

まず1、今も相談支援について検討を進めているというような話をさせていただいた障害者自立支援協議会につきましては、この会は相談支援事業の適切な実施を図るために、障害者総合支援法に基づき設置されたものでございます。

委員としましては、保健・福祉・医療・就労・教育の各分野の学識経験者、それから障害者または家族、障害保健福祉事業の従事者、こういったメンバーで構成されております。

近年の審議内容としましては、資料に記載の①各区障害者自立支援協議会の活動などを通じた地域課題解決に向けた取り組みの汎化、②障害児者が地域の中で孤立したり、支援につながらない等の事態を生み出さないための相談支援体制の質的・量的な拡充、③として、この①、②を人材育成面から担保するための研修体系等の

令和5年度仙台市障害者施策推進協議会（第1回）

確立の取り組みを継続する、そういったところを継続するとともに、既存の体制に基幹相談支援センターであるとか地域生活支援拠点等を有機的に結びつけながら、地域の相談支援体制のさらなる整備を検討しているというところでございます。

次のページに進みまして、2の精神保健福祉審議会です。

精神保健福祉審議会は、精神保健福祉に関して市長の諮問に答え、市長に意見具申できる機関として、精神保健福祉法などに基づいて設置されているものでございます。

委員としましては、精神保健福祉の学識経験者、精神障害者医療に従事する者、精神障害者の社会復帰、自立、社会経済活動への参加促進を図る事業の従事者で構成されているというところでございます。

近年の審議内容としましては、「仙台市における精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」について審議を行っておりまして、地域における支援体制のあり方であるとか、精神障害者の地域移行の推進というところを2大テーマとして検討を進めているというところでございます。

次のページに進みまして、3の発達障害者支援地域協議会についてです。

この協議会は、発達障害児者支援に関しまして、支援体制の課題であるとか関係機関の情報共有等の連携の緊密化を図りまして、地域の体制整備を図るために、発達障害者支援法に基づいて設置されているものです。

委員の構成としましては、学識経験者、発達障害者またはその家族、医療・保健・福祉・教育・労働等の関係者、行政機関の職員、こういったところで構成されているところでございます。

近年の審議内容として、平成30年度から令和2年度にかけては「学齢期の発達障害児への「切れ目のない支援」を実現するための連携・協働のあり方」、令和3年度から現在は「成人期の自立を実現するために必要な支援やネットワークのあり方」について協議を行っておりまして、全ライフステージを通じて必要とされる支援のあり方について、この協議会で検討を進めているというところでございます。

以上、ご説明した3つの関連機関における検討経過につきましては、10月26日の第5回協議会において、それぞれの機関についてご報告させていただく予定としております。

(2)の次期計画の策定のうち、次期計画の協議スケジュール、それから関連機関の概要についてのご説明は以上でございます。

会 長 ありがとうございます。

ただいま次期計画等の協議スケジュールについて、それから関連機関についてご説明をいただきました。

皆様のほうからご意見、ご質問ございますでしょうか。

なければ、先に進ませていただきます。

報告事項

- (1) 令和5年度仙台市障害者保健福祉関係予算及び主要事業について
- (2) 令和4年度「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」に係る取組みについて

会 長 続きます。報告事項(1)(2)についてですが、事務局から各資料の概要のみの説明とさせていただきます。

事 務 局 障害企画課、小幡でございます。

(小幡課長) 報告事項(1)令和5年度の仙台市健康福祉関係予算、それから主要事業及び(2)令和4年度障害者差別解消条例に係る取組みについて、かいつまんでご報告させていただきます。

まず、(1)の関係予算、主要事業についてでございます。

資料5-1をご覧くださいと思います。

まず、関係予算につきまして、本年度の健康福祉費の当初予算額につきましては2,456億6,791万円でございます。前年度比約104億円の増加となっております。

裏面をおめくりいただきまして、その健康福祉費のうち、障害保健福祉費は約354億円となっております。

次に、資料5-2、令和5年度の健康福祉局主要事業のうち、障害分野についてご紹介させていただきます。

新規事業といたしましては、まず2ページになります。⑮ひきこもり者地域支援、先ほどご説明させていただいた部分ですけれども、ひきこもり状態にある方へ適切な支援を届けるため、実態、支援ニーズの把握に向けた調査を行うなど、約8,600万円計上しているところでございます。

それから、4ページに飛びまして、⑩単科精神科病院向け感染症制御に関するアドバイザー派遣、こちらのほうも新規の事業というところでございまして、約17万円計上しているというところでございます。

以上が予算と主要事業の新規事業というところでございましたが、次に差別解消条例の取組みについて、簡単にご報告させていただきます。

資料6をご覧くださいと思います。

まず、「1. 相談体制の整備等」につきましては、令和4年度の差別に関する相談件数は、括弧書きの部分が相談件数の実件数となっております。46件、前年度に比べて実件数として13件の増加となっております。主に福祉サービスの分野、それから不動産取引の分野で相談が多くなっているというところでございます。

3ページに進んでいただきまして、真ん中あたり、「2. 普及啓発・理解促進等に関する主な取組み」でございます。

先ほどから啓発事業として紹介させていただいている障害理解サポーター事業でございますけれども、昨年度は888名の方にご参加いただいたというところでござ

います。

5ページに進みまして、こちらも真ん中の（9）Webを活用した広報の実施というところにつきましては、昨年度に引き続きまして、障害への関心が低い若年者を対象に、障害のある方がアートなどに取り組む思いであるとか、その活動を支援する方の思いを取材した記事を掲載した特設サイトを開設するとともに、そのサイトに誘導するためのWeb広告を実施したというところでございます。

「3. 庁内体制の整備等」につきましては、庁内での研修会、それから市の事業に対する情報保障などを実施してきたというところでございます。

報告事項（1）（2）については以上ですけれども、時間の関係で触れられなかった部分につきましては、後ほど資料をご高覧いただければ幸いです。

以上でございます。

会 長

ありがとうございました。

報告事項について事務局よりご説明がございました。

皆様のほうでご質問、ご意見ございますでしょうか。

なければ、恐縮でございます、私が委員をしているものは必ず全員に発言していただくということでしたので、今日ご発言がまだの鹿野委員さんからですかね、鹿野委員さん、熊井委員さん、佐々木洋委員さんの順番でこちら側はお願いしたいというふうに思っているんですけれども、よろしく願いいたします。

鹿野委員

相対的外れなことを言うてしまうかもしれないけれども、ざっとした感想として発言させていただければ。

一番最初に山下委員が横のつながりということに言及されましたけれども、発達障害者支援地域協議会、全ライフステージを通じてという文言があるように、縦のつながりというやつが結構大事で、障害児が障害者になるころの受け入れとか、親がいなくなっちゃうとか、それから高齢になって、障害なのか介護なのかみたいなところの、そのところがシームレスになっていくようなところを意識して考えなきゃならないのかなと。

あと、今最近アドバンス・ケア・プランニングなんていうのが流行っていて、それは主に障害者は関係ないところのステージで働いているんだけど、こういった視点というのはもしかしたら大事じゃないのかとか。

それから、多分仙台市医師会は治療の事前指定書なんていうのを今検討し始めているんだけど、ここにも障害者の視点なんていうのは、実は今のところはあんまり意識されていない感じがするので、ちょっと考えなきゃいけないのかなということも思いました。

それから、あとは暮らしやすいまちとかというところでなんですけれども、これは全く全然関係ないのかもしれないけれども、自死、自殺関連の協議会のところでも、これって暮らしやすいまちとかそういうところというのは実はまるっきり同じ、

本質的には同じところで議論しているんじゃないかというようなことを感じて、相談先の問題とか、さっきの事例なんかを見るとそういうのもあって、結局障害者施策のこの指針みたいなのは、実は自死対策みたいなところと共通していて、意外とこういうのがうまくいくとそっちにも波及するんじゃないかなということをやっと考えました。

それからあとは、子どもの頃からの触れ合いとか出会いの場なんていうことがあるんですけども、まずこれは日本の教育のところがそもそも制度上、同じ学年、同じ学年、同じ学年で来ていて、クラブ活動とか一部はそういうつながりがあったとしても、同世代がかっちりそこで固まっているような社会になっているということから、構造的に問題があるのかなと。だから、違う年齢の人と触れ合うということもない、それこそ障害というところにはまるっきり、意外とそういう昔からの制度上の弱点があるのかななんて、意識してやはりそこをつなげないとダメなのかなと思ったりとか。

あとは、福祉避難所のことを知らないのが80%~90%とかというのは、ちょっとこれはショックで、災害時個別計画ともちょっと関わるとは思うんですけども、例えばDMATとかeMATとかJMATとか、そういうところで、実は研修のところで避難所の構造とか、避難所でどういう人、属性を分けるのかみたいなことがあるけれども、実は福祉避難所というところがすこんと抜けて、それでまた福祉避難所のことを当事者が知らないとかとなると、これは結構まずい問題なんだなということをやっと意識しました。

以上です。

会 長 誠にジャストフィットのお話でした。ありがとうございました。
では、熊井委員さん、お願いいたします。

熊井委員 アンケートの調査報告の概要の資料、2点教えていただきたいことがありました。
まず1点目が6ページ目の上の段の②障害のある方と接した経験があるかという一般市民の方への質問、今回の調査とは関係なかったのですが、時間がなければそのままスルーしようかなと思ったんですが、このグラフで平成13年からずっと継続してデータが出てきているんですが、平成13年、18年、22年、28年までが、13年に64.3%もあった経験があるという人が、15%ほども減って38.9%まで低下してしまったというのがまずあって、今回、28年から令和4年でちょっと上がったという話だったんですが、そもそも平成13年からずっと大幅に低下してきたところの要因として何かわかっていることがあるのであれば教えていただきたいというのが1点。

それから、もう一つが17ページの困ったときの相談先という調査項目で、凡例のところを見ると、「わからない」という回答の選択肢があるんですよ。この「わからない」という選択肢の意味が、13ページのほうの凡例だと「相談先がわからない」

という項目になっているんですけれども、何と回答したらいいかがわからないという意味なのか、相談先がわからないという意味なのか、両方が含まれているのか、そのあたりが、この「わからない」に含まれている回答の意味がもしわかるのであれば教えていただきというところがありました。

もう一つちょっと、すみません、資料が飛んでしまうんですけれども、先ほど説明のあった資料6の条例に関わる取り組みについてという、最後のほうで資料の5ページにあったWebを活用した広報の実施という話をご説明いただいたんですけれども、そのときにサイトに誘導するWeb広告を実施したというご説明でしたが、例えばこのWeb広告とか、そもそもそのページから、さっきから認知度がとても低いという、市の条例とか、あるいは国の法律に飛んで、詳しくその内容を読むことができるようなQRコードとかURLのリンクとか、何かそんなものも貼られているのかどうか、そこもしおわかりであれば教えていただければなと思いました。

以上3点です。お願いします。

会 長 では、事務局、お願いいたします。

事 務 局 障害企画課、小幡でございます。

(小幡課長) まず、アンケートの概要のほうのご質問からというところですよ。

先ほどの6ページの障害のある方と接した経験のところ、確かに平成13年度の64.3%から、調査をするたびに徐々に下がって行って、28年度に底を打って、ちょっと上がった数になっているというところがございます。実は、申し訳ございません、私たちもこの数字の部分というところは把握しておるところなんですけど、これがなぜ13年度このぐらい多くて、だんだん下がってきているのかというところまでは、申し訳ございません、把握できていないというところがございます。ただ、数字のこれまでの経年変化としてはこうでしたというところございました。申し訳ございません。

それから、17ページの困ったときの相談先の部分の「わからない」というところなんですけど、これは相談先がわからないというところではなくて、設問の趣旨としては何と答えていいかわからないというほうの「わからない」としての設問の設定趣旨というところございました。もちろん回答にどういうふうに受け取ったかというのはあるかと思いますが、設問の趣旨としてはそういうところがございます。

それから、条例の取り組みのところのWeb広告の関連でございました。Web広告につきましては、10代から30代までの方にまず障害理解をしていただきたいという趣旨で実施しているものでして、そうした中で、なかなか法律とか条例とかというのが前面に出てしまうと、この先読んでいただけないというような部分がございますので、まずは読みやすいところ、親しみやすいところからという考え方のもとに、この広告を出して、クリックすると、そうしたどちらかというポジティブな体験としてのアートであるとかスポーツであるとか、そういったところの取り組

みをしている障害のある方，それから働いている障害の方というような，そういったご紹介をして，その方の取り組みの思い，それから支援をしている方の思いというところの記事につないで，まず障害のことをわかってもらおう，見てもらおう，理解してもらおうというような，そういう取り組みをしてございましたので，法律とか条例とかそういったところへのリンクというようなところは，正直その趣旨からして設けていないところでございました。

会 長

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは，今日初めてで恐縮でございますが，佐々木洋委員さん，よろしくお願いいたします。

佐々木(洋)委員

アンケートの話が出ましたので，若干私の感想も含めてお話ししたいと思います。回収率の話が出ていました。私もこの数字を見て，小野委員さんから出ましたように，ちょっと低くなっちゃったなあという感想を持っています。コロナの関係もあって，そういった背景は否定できないし，そうかなあと思っておりました。

回答のしやすさとかわかりやすさというのも大事な視点でありますので，次回のアンケートのときに取りかかるよりも，今，この熱いときに協力いただいた団体なり，あるいは様々な人に聞いて，直すべきところは今のうちにやっておけば，2年後，大変円滑に行くだろうなというのが1つ。

それから，やはり団体を通じてアンケートをお願いした場合には，汗を流していただいた人に対して報いるということが大事で，やはりアンケートをいただいたら結果をお返しする，そして一言ありがとうございましたと。やはり協力していただいた方々というのは，施策を推進したいという思いがある方だと思いますので，それにやはり応えるということと，こういったアンケートはやはり参画ということの意識というのが大事ですので，協力していただいた団体，あるいはそれぞれの方々にきちんとお礼なり，事業の施策でお返しするという努力をお願いしたいなと思います。

それから，もう1点。差別解消条例の周知のお話も出ましたけれども，当事者の方，あるいはご家族の方が十数パーセント，20%くらいあるというのも，まだ低いなという思いがします。一般の市民の方々が10%，11%というのは，これも低いなと思いながら，ある意味，まだこれからだなと思います。それで，国の法律で合理的配慮の義務化というのがこれから実施されます。お話にありましたように，教育の場面で子どもたちに障害者差別はダメだよということを小さいときから知らせるというか教育するという視点も大事ですけれども，それだと20年，30年，世の中が変わるのに費やしてしまうということからすると，この差別解消法の施行がたしか来年4月ですよね。今年度1年間，その周知ということ，法律のタイミング，あるいは条例の改正が今回上程されますけれども，そういった機会を捉えて，

令和5年度仙台市障害者施策推進協議会（第1回）

今年度1年間が一つの勝負の年だという取り組みをお願いすれば、少しこの十数パーセントが20%とか30%とか、向上するのかなと。期待も込めて、私の感想でございます。

会 長

ありがとうございました。

大変前向きなお話をいただきまして、一緒にやっていきたいというふうに思っております。

こちらは支倉委員さんから順番でご発言いただけますでしょうか。西尾委員さん、高橋委員さんということで、よろしく願いいたします。

支 倉 委 員

宮城県患者・家族団体連絡協議会の支倉です。

聞いていたんですけれども、先ほど山下委員が言った本当に横のつながりというのは一番の問題だと思って、私はここに来て、精神の方の話とかを聞いても、やはり半分以上はわからないことが多かったの、そういうことをもっと聞きたいなと思ったことはあります。

それから、ヒアリングのときに来ていただいたんですけれども、やはり難病連というの狭い世界で、そこの中のことしか知らないものですから、私も知らないけれども、来ていただいて、話を聞いていただいて、よかったなと思いました。ありがとうございました。

あと、何か私、アンケートの結果というか、アンケートって1回も聞いたこともないし、自分の周りで聞いたこともなかったんですよ。それは一体どういうふうに難病患者の団体に配っているものなのか。無作為にと言ってもらっちゃいましたけれども、どうやって配られたのか、ちょっと知りたいなというか、興味がある感じで、お聞きします。

以上です。

会 長

ありがとうございました。

事務局、調査の中で、難病患者本人という項目もあります。そこに対する配布はどのようにされたかということをお答えいただければと思いますが、いかがでしょうか。

事 務 局
(小幡課長)

障害企画課、小幡です。

難病の方につきましては、無作為抽出でというのは、私たちのほうでデータベースといえましょうか、難病医療助成のころのデータを持っておりますので、そうしたところでその助成を受けている方々が言ってみれば難病の方々というところでの把握をしているというところで、そこから無作為抽出で人数を選びまして、郵送しているという形を取っております。これにつきましては、関係団体さんにお配りをお願いしているという形ではなかったの、もしかしたら団体さんのところで

そういう方に行き当たらなかったという可能性はあるかと思います。

会 長 ありがとうございます。
 よろしいでしょうか。
 それでは、西尾委員さん、よろしく願いいたします。

西尾委員 私のほうからは3点ですけれども、時間も迫っているので、簡潔にお話しします。先ほど精神障害者の地域移行に関して、小幡委員が、「条件が整っておらず、退院する具体的な予定がない」という方が多数いることを指摘されていました。それは深刻な問題なのですけれども、どういう条件を整えば退院できるかというときに、「病気がよくなること」と答えた方が多いのですが、理想的には病気が完全によくなっていなくても退院できて、地域の中で病気がよくなる手助けをすることが大事なので、そういったビジョンが、専門家のほうで共有できていないという課題があるのではないかと。また、住む場所が必要だと答えていて、実際にはグループホームとか入所施設という希望が多いのですけれども、集団生活に適應することが難しい方もいるので、むしろアパートとかに入って、訪問とかで支援するというモデルを専門家側が提起できていないという課題があるのだと思います。

 あとは、「家族が退院に向けて協力してくれること」とあるのですが、これもご家族が行き詰まってケアをするよりも、むしろご家族が肩の荷を下ろして、専門家が家族の肩代わりをするほうが良い結果が出るという研究報告もあるので、これも家族支援のあり方が徹底していないということですので、そういったところを視点に置いて、計画とか評価をしていくことが大事ではないかと思うのが1点ですね。

 それから2点目は、これもヒアリングで「地域移行の中心となる相談支援事業所は手一杯となっており、支援を断られる」ということなのですが、私も現場の人間として、相談支援事業所をお願いしても断られるということは本当にあるので、そうするとどうしても医療機関としては訪問看護ステーションをお願いしたり、医療の枠でやったほうがむしろ早く退院できるのではないかと感じています。最近は厚労省というか、診療報酬で療養生活継続支援加算という、まさに医療の側がケースマネジメントするものも出ています。相談支援の質の充実も大切なのですけれども、こうした加算の点数が高くなると、もっとたくさん医療機関がケースマネジメントをやっていくことになるので、ダブルケースマネジメントの混乱が生じる可能性がありますから、そこも福祉の側の調査だけでなく、医療がかかわるのが良いのか悪いのか、入っていくとしたらどのように入っていくのか、そういうことも議論の対象になるのかなと思います。

 それから、3点目は医療機関につながっているところの回収率ですけれども、コロナのせいにはいけないのですが、ただ、現場からするとクラスターが出たときの体験は壮絶なものがあります。実際にちょうど第8波のときは県内の精神科病院のほとんどでクラスターが出ていて、100名規模で出ていたり、いくつかの病棟

令和5年度仙台市障害者施策推進協議会（第1回）

で同時多発的に出たというところもあるので、そうするとやはり患者さんが感染していて、隔離しているときにアンケートを行うのは難しいですし、それから医療福祉相談室でクラスターが出ればワーカーがみんないなくなるという現実もあります。そうすると、設問数の多さが課題として挙げられていましたけれども、そもそも冬になると感染症が広がるのはわかっているわけですから、時期を検討する必要もあるのではないかと思います。また、その病院でクラスターが出ると、1～2週間は現実的に回答できなくなる可能性もあるわけですから、もう少し回答期間を長くするなどの配慮も必要なのかなと思いました。

以上です。

会 長 ありがとうございます。
それでは、高橋秀信委員さん、よろしくお願いいたします。

高橋（秀）委員 仙台市視覚障害者福祉協会の高橋です。

感想をいくつかお話ししたいと思います。

私自身は視覚障害当事者ではありますが、今日発達障害のところでの相談とかの話、あるいは児童、幼児、それから大人の方々、ひきこもりというところのお話を聞いて、ひきこもりの中にもしかすると視覚障害者も、どれくらいの割合かわかりませんが、入っているのかなんていうことをちょっと考えていました。

それから、視覚障害者の世界だと、大抵視覚障害を見つけるのは眼科で、眼科から教育部門や視覚障害に関するところにつながりがなかなかないんですね。そのまま、いわゆる眼科であなたは見えなくなりますよとか、弱視になっていますよとかという宣告をされた後も、ケアが眼科では何もされないケースがやはり視覚障害とかは非常に多くあって、一応宮城県ではそれを何とかするためにスマートサイトと言われるものがあって、そこで視覚障害者がいろいろな相談支援なんかをやっているわけなんですけれども、それでも全然そんな、後で視覚支援学校のようなところに入ってくると、全く相談するところがわからなかったとか、眼科に行っても何も教えてくれなかったとか、福祉に全然つないでくれないということがあったりするので、発達支援とかだときっとそういうことがあるんじゃないかなと。ほかの障害でも、発達障害とか精神障害のところでも、やはり社会とつなぐ、福祉とつなぐ、教育とつなぐ、そういうつながりをうまくやっていける計画ができるのが理想的なのかなと思って、皆さんのお話を聞いていました。なかなか勉強になりました。ありがとうございました。

会 長 ありがとうございます。
それでは、三浦先生、よろしくお願いいたします。

三浦副会長 副会長の三浦でございます。

令和5年度仙台市障害者施策推進協議会（第1回）

実態の把握とか情報の把握、アンケートについてはまだやはり検討の余地もあると思います。行政調査の場合は前回踏襲とか、いろいろ乗り越えないといけないことがあるんですけども、今Googleホームを使って簡単にやるとか、様々な方法があるので、やはり選択肢をたくさん用意して、なるべく回答しやすいようなものを考えていくということをどこかでばさっとやらないと、ずっとこの長大な項目を引きずったままずっとやらないといけない、これを繰り返すんじゃないかなと思いました。そのことが1点。

あと、これは施策推進協議会ですから、施策ごとに検討していくことになるのは仕方がないとしても、先ほどから鹿野委員や菅野委員からもお話が出ているように、施策をどう実行するかという、実行するときには17歳の人には18歳の年になるわけだし、それから各協議会同士の横のつながりみたいなものもしっかりやっていきながら、地域で施策を実行するというか推進する、そういうことを進めていく具体的な視点みたいなものもやはり施策の中には少し盛り込まなきゃいけないんじゃないかなと。何か具体性が見えないまま、こうあるべきだというところで終わっているような施策が多くなっているんじゃないかなという気がするので、そのあたりを、人はずっと大きくなっていくわけだし、そういうことは地域で実際に行われるわけなので、そういう視点を施策のほうにも少し何かうまく書き込めないかなと。今回各協議会の横のつながりを少し意識してもらったんですけども、そのあたりをもう少し具体的ところで、施策と実践が福祉ですので、実践の部分も少し見えるような計画に、この次に向けて目指していきたいなというふうに思いました。

以上です。

会 長 ありがとうございます。

皆様のご意見の中で、山下委員さんが最初におっしゃった、仙台市はいろいろな施策をしているんだけど、それが上手に浸透していない、行き渡っていない、それから横のつながりですよね、そのことをしっかりとということがあったんですけども、これはあるものを上手にということでもとても大切なことで、そのことについて、関連する委員さん、皆さんの気づきがあったので、ぜひともその辺について次期計画に取り込みながら進めていくことが重要だなというふうに思って、皆さんのお話を聞かせていただきました。ありがとうございます。

ここまで皆さんからお話をいただきましたが、何かご意見等ございますか。

(5) その他

会 長 なければ、最後に次第の3、その他でございますが、何かございますでしょうか。なければ、本日の議事は終了しましたので、事務局にマイクをお返ししたいと思います。

ありがとうございます。

令和5年度仙台市障害者施策推進協議会（第1回）

事務局 大坂会長，議事進行ありがとうございました。

(6) 閉会

事務局 最後に，事務的なご連絡を事務局から申し上げます。

本日の議事録につきましては，事務局にて案を作成の上，委員の皆様にお送りいたします。お送りいたしました案に修正のご意見などをいただきまして，事務局で修正作業を行って，議事録として決定させていただきます。

また，本日の議事内容や資料の内容について，追加のご意見，ご質問などございましたら，ご意見票にて，期限が短くて恐縮ですが，5月26日の金曜日までに事務局までお送りくださいますようお願い申し上げます。

様式につきましては，後ほどメールでも送付させていただきます。

最後に，次回の協議会の日程についてでございます。

次回の協議会は，令和5年7月26日の開催を予定しております。出欠のご案内を後ほどお送りさせていただきますので，よろしく願いいたします。

それでは，以上をもちまして令和5年度第1回仙台市障害者施策推進協議会を終了させていただきます。

本日はお忙しい中ご出席いただきまして，誠にありがとうございました。

署名人

熊井 正之 